

事業者の皆さんへ

## 消防団員の確保に協力ください

現在、市では消防団員が不足しています。これは、地震や風水害など大規模な災害が発生したとき、救助の手が市内に行き渡らないという事です。消防団員の助けが必要となる災害はいずれやって来ます。地域に貢献する消防団員を一人でも多く確保するため、ご協力をお願いします。



### 消防団協力事業所表示制度

消防団協力事業所表示制度とは、事業所の消防団活動への協力が、社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。市では消防団活動に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定します。認定された事業所は、「消防団協力事業所表示証」が交付され、社会的に貢献している事業所としてホームページなどで広く公表することも可能です。認定の申請を随時受け付けていますので、ぜひ活用ください。



消防団協力事業所表示証

### 表示制度認定基準

次の3つの要件のうち、1つでも該当がある場合、表示証の交付を受けることができます。

- ▷従業員の中に消防団員が1人以上いること
- ▷災害時などに事業所の資機材を消防団に提供するなどの協力をしていること
- ▷地域の消防防災体制の充実・強化に貢献していると特に認められること



### 事業税の優遇措置

県では消防団協力事業所を対象に、事業税の優遇措置を実施しています。これは、全国的に減少している消防団員の確保を目的として、事業税の減税を行うという制度で平成28年度から実施されています。減税の要件の1つに、「土岐市消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていることが必要です。

認定要件など詳しくは県ホームページをご覧ください。



### 消防団員募集中!

対象 18歳以上で、市内在住・在勤・在学の方

※入団を希望する方は、地域の消防団または市内の消防署に問い合わせください。



問 消防本部 (☎0041)